

岡山労働局発表
令和4年11月28日

【照会先】

岡山労働局 雇用環境・均等室
雇用環境改善・均等推進監理官 杉原 清剛
室長 補佐 小林 基広
電話 086-225-2017

報道関係者各位

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

厚生労働省においては、職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント等の防止対策を総合的に推進するため、年末に向けて業務の繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、集中的な周知・啓発を行うこととしており、岡山労働局においても積極的な取組を実施します。

岡山労働局における労働相談の受付状況について、パワーハラスメント(職場のいじめ・嫌がらせ)に関する相談件数は平成23年度以降増加し続けており、令和2年度に一旦減少したものの、令和3年度には再び増加に転じ過去最多の1,605件に上りました。【[参考資料1](#)のI参照】

また、直近の令和4年度上半期(4～9月)においても、いじめ・嫌がらせに関する労働相談は、全相談件数の3割を占め、相談項目別で最多となっています。【[参考資料1](#)のII参照】

さらに、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産等に関するハラスメント等の相談件数について、令和3年度においては対前年度比で減少したものの、相談内容としてはハラスメントに耐えられず退職を余儀なくされる等、深刻な相談が数多く寄せられています。【[参考資料1](#)のIII・IV参照】

岡山労働局においては、本月間中、「ハラスメント対応特別相談窓口」を開設し、労働者や事業主等から、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント等に関する相談について幅広く受け付け、その解決に向けた取組を図ります。

なお、令和4年4月より中小企業に対してもパワーハラスメントの防止措置が義務化されたことから、改めて中小企業における当該防止措置の取組について集中的な周知・啓発を図ります。【[参考資料2](#)参照】

岡山労働局の取組内容

1 ハラスメント対応特別相談窓口の開設 【[参考資料3](#)参照】

- 労働者やその家族、又は事業主等から、職場における各種ハラスメントやその防止対策等について幅広く相談を受け付け、職場内のトラブル解決に向け、適切なアドバイスを行います。

○開設場所：岡山労働局 雇用環境・均等室内

(岡山市北区下石井1-4-1 岡山第2合同庁舎3階 TEL086-225-2017)

※受付時間 … 平日の9:30～17:00

2 集中的な周知・広報 【[参考資料4](#)参照】

- 県内の各事業主団体、地方自治体、労働基準監督署・ハローワークを通じた広報資料の配布、ポスターの掲示
- 労働局ホームページへの関連記事の掲載

※厚生労働省が作成した啓発動画についても掲載予定

《 別 添 》

参考資料1 ハラスメントに関する相談状況等

参考資料2 リーフレット「労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました！」

参考資料3 リーフレット「ハラスメント対応特別相談窓口を開設します！」

参考資料4 ポスター「12月は職場のハラスメント撲滅月間です」